

## 利益相反管理方針

お客様に保険にご加入いただく際、あるいはご契約中において当社の利益を優先しお客様の利益が不当に損なわれる行為がないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し適切に業務を行うものとします。

### 1. 対象取引について

本方針の対象となる利益相反のおそれのある取引とは、当社が行う取引においてお客様の利益が不当に損なわれるおそれがある取引を表します（下記の通り）。

- ①お客様の利益と当社の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客様の利益と当社の他のお客様の利益が相反するおそれのある取引

### 2. 対象取引の管理方法について

当社は、利益相反管理の遂行のため、各店舗に保険推進者を設置し利益相反に関する情報収集を行うことにより対象取引を管理します。

また、上記の管理を適切に行うため、保険責任者及び役員、社員を対象に必要な教育・研修等を実施しお客様の利益が不当に損なわれないよう努めます。

### 3. 報告義務について

当社社員は、その担当業務に係わる取引が、利益相反取引に該当する疑いがある場合は所属する店舗の店長及び本社責任者に対して、その旨を報告しなければなりません。

以上